

<社外用>

**三井物産環境基金**  
**2011年度**  
**東日本大震災 復興助成（研究助成）**  
**募集要項**

2011年4月

三井物産株式会社

< 目 次 >

はじめに .....	1
<b>1. 応募資格 .....</b>	<b>2</b>
<b>2. 助成対象案件 .....</b>	<b>2</b>
2.1. 研究領域 .....	2
2.2. 研究課題 .....	3
2.3. 非対象研究 .....	4
<b>3. 助成期間 .....</b>	<b>4</b>
<b>4. 助成金額と使途 .....</b>	<b>4</b>
4.1. 助成総額 .....	4
4.2. 助成の対象となる費用 .....	5
4.3. 助成の対象とならない費用 .....	5
4.4. 助成金支払い時期 .....	5
<b>5. 報告の義務・現地訪問 .....</b>	<b>6</b>
5.1. 進捗報告 .....	6
5.2. 会計報告 .....	6
5.3. 最終報告 .....	6
5.4. 現地訪問 .....	6
<b>6. その他の条件 .....</b>	<b>6</b>
6.1. 助成契約の締結 .....	6
6.2. 成果の公表 .....	6
6.3. 助成を受ける団体の成果等の公表 .....	6
6.4. 業務委託(第三者への委託) .....	6
<b>7. 選定方法 .....</b>	<b>7</b>
7.1. 選定プロセス .....	7
7.2. 選定結果の通知・開示 .....	7
7.3. 選定基準 .....	7
<b>8. 応募手続き .....</b>	<b>8</b>
8.1. 応募締切 .....	8
8.2. 申請書類 .....	8
8.3. 申請書類に関する注意事項 .....	8
8.4. 申請書類の提出先 .....	8
8.5. お問い合わせ先 .....	8
8.6. 個人情報の取り扱い .....	9

## はじめに

この度の東日本大震災で亡くなられた方々、及び被災された方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

当社は 2005 年より、環境分野における助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げ、地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する様々な案件を支援してきました。具体的には、環境貢献活動を対象とした「活動助成」、および研究を対象とした「研究助成」の 2 つのプログラムを通じ助成を行っています。

2011 年度は、東日本大震災による未曾有の被害に鑑み、地震、津波によって発生した様々な環境問題を改善・解決し、持続可能な社会の再生を目指す、復興への取り組みに対し助成を行うことと致しました。募集に当たっては、応募条件を従来より緩和するほか、出来るだけ早く活動に着手して頂けるよう、締め切りを3回に分け、先に応募頂いた案件から順次選定を行うことと致しました。尚、活動助成についても震災に対応した募集を同時に実施致します(詳細は「2011 年度 東日本大震災 復興助成(活動助成) 募集要項」をご参照願います)。

被災した地域が、50 年先、100 年先を見据えた、伝統と先進性が共存する持続可能な社会として、一日も早く復興されるよう、皆様のご協力をお願い申し上げます。

### 「三井物産環境基金」立ち上げの経緯

当社は 2005 年 7 月 1 日、当社自身が実施する助成プログラムとして「三井物産環境基金」を立ち上げました。その経緯と趣旨は以下の通りです。

当社は 2004 年 8 月「経営理念」を公表し、「CSR 基本方針」、「環境方針」、「社会貢献活動方針」など一連のガイドラインを策定・改訂するとともに、同年 10 月には「国連グローバル・コンパクト」の支持を宣言致しました。これらは社員一人ひとりが常に経営理念を心に留め、積極的に「良い仕事」を積み重ねていくことにより、しっかりと社会的責任を果たし企業価値を高めていくという決意を表明したものです。地球環境問題への対応に就きましても、最重要経営課題の一つと位置づけ、本業を通じた環境への取組みを推進して参りました。

こうした中、2004 年 11 月に判明しましたディーゼル粒子状物質減少装置(DPF)問題は、お客様や社会の皆様にご迷惑をお掛けすることとなり、これを深く反省するとともに、当社の環境への意識や対応において更に改善していかなければならない点が多々あることを認識致しました。当社は、役職員の意識啓発を含めさまざまな対応策を検討、実施しつつあります。

本基金は、地球環境問題の解決に向けた社内外のさまざまな活動を支援・促進することにより、大切な地球と、そこに住む人びとの夢溢れる未来作りに貢献し、経済と環境の調和を目指す「持続可能な発展」を実現することを目的とし、助成案件の募集・選定のほか、当社役職員の助成団体の活動への参加促進など、さまざまな活動を展開しています。

## 1. 応募資格

日本国内に拠点を持ち、かつ、研究実績を3年以上持ち、下記①～⑤のいずれかに該当する団体あるいはグループを対象とします。

- ①大学
- ②公的研究機関(※ 1)
- ③公益法人(※ 2)
- ④特定非営利活動法人(NPO 法人)
- ⑤上記①～④の協働グループ

なお、申請は、申請代表者が所属する団体からとし、当該団体の上長(契約権限を有する方、例えば、大学の場合は学部長、学長等、公益法人・NPO 法人等の場合は理事長等)の承諾を得ていることを条件とします。また、大学、公的研究機関に関しては、申請代表者は、当該団体に所属する職員の方とします。

※ 1 公的研究機関とは、独立行政法人、地方独立行政法人、自治体の研究機関を指します。

※ 2 公益法人とは、2008 年の公益法人制度改革後の一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、及び特例民法法人を指します。

## 2. 助成対象案件

### 2.1. 研究領域

研究助成については、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を3つの基本的な領域として設定し、このうち、“学際・総合／政策研究”であることは必須条件とし、同領域あるいは同領域を含む複数に合致するものを対象とします。

また、単なる観察型研究ではなく、「問題解決型研究」として社会に貢献する研究であり、具体的な提言を含むことを必須とします。

本基金における環境研究の捉え方、及び助成研究設定の基本的な視点等については、次ページ「案件選定委員からのメッセージ」ご参照ください。

- A. “学際・総合／政策研究”： 特定の専門分野内に留まらず、被災地の復興ならびに地球環境問題の解決に向けて複数の分野にまたがる包括的な視点等を有している研究、乃至は、その成果が効果的な政策、制度設計等へ貢献すると考えられる研究。
- B. “国際共同研究”： 海外研究機関等と共同の研究体制を形成し、国際的な視点から被災地の復興ならびに地球環境問題の解決に貢献すると考えられる研究。
- C. “未来指向研究”： 過去の解釈、分析等に留まらず、被災地の復興ならびに地球環境問題の解決に向け、中長期的視野で目指すべき将来の方向、姿、乃至はその実現に向けての戦略、シナリオ等を提示し得ると考えられる研究。

### ＜案件選定委員からのメッセージ＞

#### 本基金における環境研究の捉え方、および助成研究選定の基本的な視点等について

環境問題は人間活動の影響が地球の能力の限界を超えることで生じるものであり、この両側面の定量的研究と相互作用の分析が問題解決の第一歩であります。単なる観察型の研究を行うことだけでなく、問題解決に資する成果を出すことによって、社会に貢献することが求められる研究分野でもあります。本基金として支援の対象として優先したい“環境研究”とは、明確に問題解決型研究として位置づけられるもので、具体的な提言を含むものであります。

本基金では、“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”を 3 つの基本的な領域として設定していますが、環境研究においては、環境問題が持つ複雑、複合的課題に対応した総合的な視野・視点を持ち、自然科学・社会科学の双方に係る要素の解析を行い、最適と思われる解を導くような“学際的かつ総合的な研究”であることが必須であると考えます。こうした研究に取り組むには、細分化された専門的組織、あるいは、単一の機関に所属するメンバーのみで構成された研究組織では不十分で、オールジャパン的視野で選抜されたハイレベルな人的構成による研究体制をもつことが必要であると考えます。加えて、環境問題の個別性、地域性を踏まえた上で、現実に根ざした着眼点があるかどうかにも着目したいと考えます。

レベルの高い問題解決型の環境研究の提案を期待します。

## 2.2. 研究課題

申請者が主体的に取り組む研究で、東日本大震災の被災によって発生した環境問題の改善・解決、及び被災した地域における、地球環境に配慮した持続可能な社会の復興・再生を行う研究で、下記研究課題に関わるもの。（必ずしも下記の全ての課題の案件が選定されるとは限りません。）なお、具体的な研究内容の例は下記をご参照ください。

### 【研究課題】

- ① 地球気候変動問題
- ② 水産資源の保護・食料確保
- ③ 表土の保全・森林の保護
- ④ エネルギー問題
- ⑤ 水資源の保全
- ⑥ 生物多様性及び生態系の保全
- ⑦ 持続可能な社会の構築

【参考：具体的研究内容の例】

- 持続可能な地域の復興・再生
- 省エネ・低炭素社会の構築
- 持続可能なエネルギーの確保
- 省エネ型で環境に配慮した農業復興
- 生物多様性に配慮した持続可能な水産・漁業の復興
- バイオマス資源活用と生物多様性保全を両立した森林の保全・再生・活用
- 汚染された土壌・水質の改善
- 環境に配慮したガレキや廃棄物の処理・リサイクル
- 生物多様性に配慮した生物の生息環境・生態系の回復

### 2.3. 非対象研究

下記のような案件は対象外とします。

- ①営利(特許取得、商品開発等)を目的とした研究
- ②政治的・宗教的な活動を目的とした研究
- ③他機関から、本基金の申請額を上回る助成を受けている、あるいは受ける予定のある研究
- ④他機関からの委託研究
- ⑤他の団体等への委託等が大半を占める研究
- ⑥既成の研究機器の購入のみを目的とする研究
- ⑦研究装置の製作のみを目的とする研究
- ⑧既に本基金から助成を受けている研究
- ⑨特定の事業者や個人の利益に寄与すると見なされる研究

## 3. 助成期間

応募以前に既に着手している研究期間を含め、2011 年 4 月 1 日から 2014 年 9 月末までの最長 3 年 6 ヶ月とします。

応募後に研究を開始する場合は、研究開始以降を助成期間とします。応募以前の研究については、それを裏付ける資料(報告書、ホームページの記事、写真、主な支出の領収書コピー等)を提出して頂きます。

## 4. 助成金額と使途

### 4.1. 助成総額

同時に募集する活動助成と併せ 6 億円とします。

この中には、別途募集する当社役員、退職者からの申請案件も含まれます。

\* 参考：過去(2008 年度～2010 年度まで 3 回)の助成実績（研究助成のみ）

今回の募集では、助成金額等による応募区分は設定していません。

		一般研究			萌芽研究※	合計
		A区分※ (5,000 万円以上)	B区分※ (2,000 万円以上 5,000 万円未満)	C区分※ (2,000 万円未満)		
08 年 度	申請件数	14 件	49 件	126 件	53 件	242 件
	助成件数 (選定率)	0 件 (0%)	7 件 (14.3%)	12 件 (9.5%)	5 件 (9.4%)	24 件 (9.9%)
09 年 度	申請件数	4 件	65 件	77 件	23 件	169 件
	助成件数 (選定率)	0 件 (0%)	5 件 (7.7%)	6 件 (7.8%)	6 件 (26.1%)	17 件 (10.1%)
10 年 度	申請件数	10 件	93 件	81 件	56 件	240 件
	助成件数 (選定率)	0 件 (0%)	5 件 (5.4%)	9 件 (11.1%)	8 件 (14.3%)	22 件 (9.2%)

#### 4.2. 助成の対象となる費用

以下の費用を助成の対象とします。

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ① 人件費（下記 4.3 参照） | ② 旅費・交通費・宿泊費       |
| ③ 機械・物品購入費       | ④ 業務委託費（下記 6.4 参照） |
| ⑤ 借料・会議費・通信費・印刷費 | ⑥ その他              |

#### 4.3. 助成の対象とならない費用

申請団体が大学もしくは公的研究機関の場合、当該団体に所属する常勤職員の人件費は助成対象外とします。但し、アルバイト、ポスドクター等の人件費は助成の対象とします。

その他の団体は、常勤・非常勤を問わず、申請案件に関わる人件費（事務局人件費を含む）を助成の対象とします。

#### 4.4. 助成金支払い時期

- ① 6.1 に記載する助成契約締結後速やかに、初年度分（助成開始時期から 2012 年 9 月まで）の助成金を支払います。
- ② 複数年に亘る案件については、2 年度以降の助成金を各年度の 10 月末日までに支払います。

## 5. 報告の義務・現地訪問

「別紙 2」を参照下さい。

### 5.1. 進捗報告

複数年に亘る助成の場合は、2012 年 4 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「進捗報告書」を提出して頂きます。助成期間が 1 年の場合は、進捗報告書を 1 回提出して頂きます。助成終了時の進捗報告書は 5.3 に記載の「最終報告書」を以ってこれに代えます。

### 5.2. 会計報告

2012 年 4 月末日を第 1 回目として、以降 6 ヶ月毎に所定の様式で案件の「会計報告書」を提出して頂きます。

### 5.3. 最終報告

助成終了後に所定の書式にて「最終報告書」(会計報告を含む)を提出して頂きます。

### 5.4. 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、必要に応じ現地を訪問させて頂く場合があります。

## 6. その他の条件

### 6.1. 助成契約の締結

助成を受ける団体は、8.1 に記載する各応募締切りから約1ヶ月後を目処に、上記条件を含む助成契約を当社と締結して頂きます。なお、契約主体は、申請代表者が所属する団体とします。

助成契約の締結後に、被災地の状況変化に伴い研究内容の見直し、変更が必要な場合には柔軟に対応します。

### 6.2. 成果の公表

助成案件の成果は三井物産ホームページ等で公表します。また、本基金の成果発表会や講演会等で発表をお願いする場合があります。

### 6.3. 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体には、当該団体のホームページ、ニュースレター、会報等を通して、助成案件の推進及びその成果を広く社会に発信して頂きます。対外公表する際には、本基金から助成を受けた旨を明示して頂きます。

### 6.4. 業務委託(第三者への委託)

- ① 助成案件の活動の一部を第三者に委託する場合は、「申請書[2] 5. 研究の実施体制」に、業務委託であること及び委託内容を明記してください。当該個所に記載なく、選定後に新たに発生した業務委託は、改めて当社環境基金事務局の承認を得る必要があります。
- ② 業務委託費の 1 件当たりの金額が年間 100 万円を超える場合は、会計報告の際に、業務委託費の内訳が分かる資料を提出して頂きます。



## 7. 選定方法

### 7.1. 選定プロセス

案件の選定は、社外専門家と当社役職員による一次審査及び案件選定会議による審査、ならびに当社役職員により構成される案件審議会による総合的判断に基づき決定されます。

### 7.2. 選定結果の通知・開示

- ① 選考結果は審査終了後、申請代表者に電子メールを含む文書でご連絡します。
- ② 選定された案件は、三井物産ホームページで公表します。

なお、選定に至らなかった案件の研究内容等を再構築・再検討された場合については、再応募を妨げません。(8.1 に記載の第 1 回締め切りの選定に漏れた場合は、申請書を再検討頂き、第 3 回締め切りへ応募頂くことが可能です。)

### 7.3. 選定基準

上記助成対象団体・案件に適合する案件について、以下の基準に基づき選定を行います。

- ① 本基金の目指す領域(“学際・総合／政策研究”、“国際共同研究”、“未来指向研究”) 及び方向性(“問題解決型研究”で具体的な提言を含むもの)への適合(必須条件)
  - “学際・総合／政策研究”、“問題解決型研究”であることが必須条件。
- ② 被災地の環境問題の改善・解決、及び持続可能な社会の復興・再生への貢献度(研究テーマ設定の妥当性、有効性)
  - 現状、課題等に鑑み、適切、効果的な研究テーマ設定等がなされていること。
- ③ 研究の実効性
  - 事業計画、手法等の観点から、着実、かつ実効性ある研究の遂行が期待されること。
- ④ 予算設計の妥当性
  - 研究の遂行上、適切、的確な予算計上がなされていること。
- ⑤ 案件推進能力
  - 実施主体が当該研究の遂行に十分な能力を持つと考えられること。
- ⑥ 関連実績
  - 関連する研究実績について評価します。申請テーマ等に関する研究論文、メンバーの方々の略歴等から、実績の有無、質の観点で評価します。  
但し、新たな取り組みやチャレンジ等を妨げるものではありませんので、そうした方向を志向している申請の場合には、②(研究の実効性)の補完的な項目として評価を行います。
- ⑦ 社会への発信
  - 研究計画の中に、社会への発信の仕組みが組み込まれていることを歓迎します。

## 8. 応募手続き

### 8.1. 応募締切

第 1 回 締切り : 2011 年 5 月 31 日 (火)  
第 2 回 締切り : 2011 年 6 月 30 日 (木)  
第 3 回 締切り : 2011 年 7 月 29 日 (金)

} 必着

※ 各締切り後、順次選定作業を行い、約 1 ヶ月を目処に助成案件を決定します。

※ 第 1 回締め切りの選定に漏れた場合、第 3 回締め切りの再応募を妨げません。

### 8.2. 申請書類

別紙 1 の通り。

### 8.3. 申請書類に関する注意事項

- ① 申請書類は書面で郵送あるいは宅配便による提出のみ受付けます。(電子メールでの送付、直接の持ち込みは受付けません。)
- ② 申請書は片面印刷としてください。クリップ等を使用し、ホチキス止めはしないでください。また、白黒でも認識できるようにしてください。申請書以外の書類は、その限りではありません。
- ③ 提出頂いた申請書類は返却致しません。また、一度提出頂いた申請書の差し替えはできません。
- ④ 申請書類の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、応募を受け付けない場合があります。

### 8.4. 申請書類の提出先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1  
三井物産株式会社 環境・社会貢献部  
三井物産環境基金事務局「2011 年度 復興助成(研究助成) 申請書受付係」

### 8.5. お問い合わせ先

電話 : 03-6705-6153  
メール : 11MEF-KenkyuTKVCF@mitsui.com

## 8.6. 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申請者から提供頂いた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

### ① 個人情報の利用目的

申請者から当社に提供頂いた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で 利用致します。

- 助成案件の選定及び助成実施のため
- セミナー、交流会など当社主催のイベントへのご案内のため
- その他上記業務に関連・付随する業務のため

### ② 個人情報の提供

当社は、申請者の同意を頂いた場合または法令に基づく場合を除き、申請者より 提供頂きました個人情報を第三者に開示、提供致しません。

### ③ 個人情報の預託

当社は、上記①の利用目的を達成するために、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合があります。当社は、申請者の個人情報を当社の委託先に預託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督致します。

### ④ 提供内容の開示、訂正及び利用停止等について

申請者から申請者自身に関する個人情報の開示・訂正・利用停止・消去・第三者への開示・提供の停止等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させて頂いた上で、特別の理由がない限り速やかに対応致します。詳細は上記 8.5 三井物産環境基金事務局までお問い合わせください。

以 上

## 8.2 申請書類

●:必須、 △:任意、 -:不要

提出書類及び必要部数	申請団体		大学、 公的研究機関	公益法人、 特定非営利活 動法人
① 所定の申請書 (当社 HP <a href="http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/application/research.html">http://www.mitsui.com/jp/ja/csr/contribution/fund/application/research.html</a> からダウンロードの上 PC にて作成してください。)	申請書 [1] 申請概要・予算 (エクセル)	3 部	●	●
	申請書 [2] 研究の内容 (ワード)	3 部	●	●
② 申請書[1] [2]の電子ファイル		1 部	●	●
③ 団体の定款・寄付行為またはこれに相当する規約		2 部	-	●
④ 役員会など、団体の意思決定機関の名簿		2 部	-	●
⑤ 財務関連書類 3 年分(決算書類、事業報告書、 またはこれに相当する書類、 (法人格取得から 3 年未満の団体は、提出できる範囲で可。 ただし、3 年間の活動実績を裏付ける資料をご提出ください。)		2 部	-	●
⑥ 関連実績を示す資料 (適宜)		2 部	△	△
応募以前に活動に着手している場合のみ				
⑦ 当該活動の実施を裏付ける資料。(報告書、HP の記事、写真、 主な支出の領収書コピー等)		2 部	●	●
⑧ アンケート		2 部	△	△
⑨ 送り状		1 部	●	●

注) ① 申請書類(紙媒体)

※ A4 片面・白黒印刷の上、申請書[1][2]をひとまとめにし、3 部(原本及び写し 2 部)提出してください。1 部ずつクリップ等を使用してまとめ、ホチキス止めはしないで下さい。申請書以外の書類は、その限りではありません。

注) ② 申請書[1] [2]の電子ファイル

※ 上記①の申請書[1]、[2]を、CD-R等の電子記憶媒体に保存し、同封してください。内容は必ず紙媒体と同一としてください。但し、電子ファイル版申請書への捺印は不要です。

※ 申請書[1]\_概要・予算はエクセルファイル、申請書[2]\_研究内容詳細はワードファイルのまま保存してください。PDF ファイル等への変換はしないでください。なお、Office2003 以下のバージョンで保存してください。

三井物産環境基金

2011年度 東日本大震災 復興助成（研究助成）契約期間（助成期間）中のスケジュール

- ※ 進捗報告書 : 2012年4月末に、助成開始から2012年3月までの活動に関する進捗報告書をご提出いただきます。以降は6ヶ月ごとにご提出いただきます。
- ※ 会計報告書 : 2012年4月末に、助成開始から2012年3月までの活動に関する会計報告書をご提出いただきます。以降は6ヶ月ごとにご提出いただきます。
- ※ 最終報告書 : 契約期間終了後1ヶ月以内に、全助成期間についての報告書をご提出いただきます。進捗報告書の提出は不要です。
- ※ 提出書類に不備がある場合や報告書の内容が不誠実な場合等は、助成金の減額、あるいは契約を解除することがあります。

契約期間	月	初年度												最終年度																							
		4~9月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
2012年 9月 まで	手続き	●△																																			
	契約手続き、 助成金支払い	●△ 契約・支払い												△ 最終年度支払い																							
	報告書	■ 進捗報告書 □ 会計報告書												■ 進捗報告書 □ 会計報告書																							

契約期間	月	初年度												2年度												最終年度											
		4~9月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
2013年 9月 まで	手続き	●△																																			
	契約手続き、 助成金支払い	●△ 契約・初年度支払い												△ 2年度支払い												△ 最終年度支払い											
	報告書	■ 進捗報告書 □ 会計報告書												■ 進捗報告書 □ 会計報告書												■ 進捗報告書 □ 会計報告書											

契約期間	月	初年度												2年度												最終年度											
		4~9月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
2014年 9月 まで	手続き	●△																																			
	契約手続き、 助成金支払い	●△ 契約・初年度支払い												△ 2年度支払い												△ 最終年度支払い											
	報告書	■ 進捗報告書 □ 会計報告書												■ 進捗報告書 □ 会計報告書												■ 進捗報告書 □ 会計報告書											